

議案第91号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表2の項中「始良市」の次に「，十島村，さつま町」を加え，同表4の項を削る。

別表総合政策部の表1の項中「西之表市」の次に「，垂水市」を加える。

別表観光・文化スポーツ部の表1の項中「平成元年外務省令第11号」を「令和4年外務省令第10号」に改め，同項中第7号を削り，第6号を第7号とし，同項第5号中「，第10条第4項及び第12条第3項」を「及び第10条第4項」に，「第2項」を「第3項」に改め，同号を同項第6号とし，同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第3条第5項の規定による申請者の現有旅券の確認

別表観光・文化スポーツ部の表1の項第12号中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め，同項第13号中「第3条第2項」を「第7条第2項」に改める。

別表くらし保健福祉部の表11の2の項及び11の3の項中「垂水市」の次に「，薩摩川内市」を加える。

別表農政部の表2の項中「南種子町」の次に「，瀬戸内町」を，「天城町」の次に「，伊仙町」を加える。

附 則

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。ただし，別表観光・文化スポーツ部の表1の項の改正規定は，同年3月27日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令，条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し，及び執行することとなる事務に係るものは，同日以後における法令等の適用については，当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとする等のため，所要の改正をしようとするものである。